

学習指導要領における 「がんに関する教育」に係る部分

ここを踏まえて
指導してください。

小学校「第5学年及び第6学年」 教科：体育（保健領域）

（3）病気の予防

（3）病気の予防について理解できるようにする。

ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

エ 喫煙，飲酒，薬物乱用などの行為は，健康を損なう原因となること。

中学校「第3学年」 教科：保健体育（保健分野）

（4）健康な生活と疾病の予防

（4）健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

イ 健康の保持増進には、年齢，生活環境等に応じた食事，運動，休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。また，食事の量や質の偏り，運動不足，休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは，生活習慣病などの要因となること。

ウ 喫煙，飲酒，薬物乱用などの行為は，心身に様々な影響を与え，健康を損なう原因となること。また，これらの行為には，個人の心理状態や人間関係，社会環境が影響することから，それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

カ 個人の健康は，健康を保持増進するための社会の取組と密接なかかわりがあること。

高等学校 教科：保健体育（科目保健）

（1）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と生活習慣病の予防には，食事，運動，休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。

喫煙と飲酒は，生活習慣病の要因になること。また，薬物乱用は，心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には，個人や社会環境への対策が必要であること。

各学校で十分に確認して、指導しましょう



- **がんそのもの（疾病概念等）の理解**
 - **がんと向き合う人々に対する共感的な理解**
 - **適切な対処についての理解**
- などのことです。

